

令和元年8月28日

第93回 神戸市個人情報保護審議会

処理システムへの情報項目の追加について  
(報告)

第93回神戸市個人情報保護審議会資料

処理システムへの情報項目の追加について（報告）

【神戸市個人情報保護条例第11条第1項、類型事項（条例第11号第1項）別紙2-4（答申640号）に基づく報告事項】

システム名	概要	追加する情報項目	実施機関
1 共通基盤システム	<p>【具体的な内容：旧氏】 住民基本台帳法施行令の改正により住民票・マイナンバーカードに旧氏の記載を求める者は、一定の条件の下、旧氏の記載が可能になった。 上記に伴い、共同事務を執行するために参照用住記データベース及び業務システム用ファイル（マスター・異動）を整備し、所要のシステムへ情報提供を行うことを目的としている共通基盤システムに情報項目を追加する。</p> <p>【具体的な内容：取得番号】 情報提供用個人識別符号の取得のために、「処理通番」の生成と利用が平成28年3月より行われていたが、令和元年5月31日公布の戸籍法の一部を改正する法律（法律第17号）附則第12条より、「取得番号（処理通番と同義）」について、情報提供用個人識別符号の取得を目的とする場合に限り、保有を認めることが明記されたため、共通基盤システムに情報項目として追加する。 （法令又は制度の改廃に伴う追加）</p>	<p>【旧氏】 下記に関する異動前情報・現在情報・異動後情報・履歴 ①旧氏設定有無 ②旧氏漢字 ③旧氏カナ</p> <p>【取得番号】 取得番号</p>	<p>企画調整局 情報化戦略部</p>

	システム名	概要	追加する情報項目	実施機関
2	住民記録システム及び 住民基本台帳ネットワー クシステム	<p>【具体的な内容：旧氏】 住民基本台帳法施行令の改正により住民票・マイナンバーカードに旧氏の記載を求める者は、一定の条件の下、旧氏の記載が可能になった。 上記に伴い、旧氏記載の事務に必要な情報を管理するため、住民記録システム及び住民基本台帳ネットワークシステムに情報項目を追加する。</p> <p>【具体的な内容：取得番号】 情報提供用個人識別符号の取得のために、「処理通番」の生成と利用が平成28年3月より行われていたが、令和元年5月31日公布の戸籍法の一部を改正する法律（法律第17号）附則第12条より、「取得番号（処理通番と同義）」について、情報提供用個人識別符号の取得を目的とする場合に限り、保有を認めることが明記されたため、住民記録システム及び住民基本台帳ネットワークシステムに情報項目として追加する。 (法令又は制度の改廃に伴う追加)</p>	<p>【旧氏】 ○住民記録システム 下記に関する異動前情報・現在情報・異動後情報とその履歴 ①旧氏設定有無 ②旧氏漢字 ③旧氏カナ ○住民基本台帳ネットワークシステム 下記に関する現在情報とその履歴 ①旧氏設定有無 ②旧氏漢字 ③旧氏カナ 【取得番号】 住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム共に取得番号</p>	<p>実施機関 市民参画推進局 住民課</p>
3	国民年金システム	<p>住民基本台帳法施行令の改正により住民票などに旧氏の記載が実施されることに伴い、住民票情報を基に氏名管理をしている本システムにも旧氏情報を追加する。また、配偶者の変更を正しく把握し国民年金資格を適正に管理するため、異動前後の筆頭者の項目を追加する。 (利用目的が同質の情報項目の追加)</p>	<p>異動前情報_旧氏漢字 異動前情報_旧氏カナ 異動前情報_筆頭者 異動後情報_旧氏漢字 異動後情報_旧氏カナ 異動後情報_筆頭者</p>	<p>保健福祉局 高齢福祉部 国保年金医療課</p>

	システム名	概要	追加する情報項目	実施機関
4	こども健康いきいき サポートシステム	<p>令和元年10月より神戸市新生児聴覚検査費用助成事業を実施するにあたり、助成券を使用し、聴覚検査を受検した児の情報についてシステム内で保管管理し、検査に関する情報項目を中間サーバーに副本登録する。 (本人の同意があり収集している情報項目の追加)</p>	<p>初回検査日 確認検査日 検査方法 受検医療機関 助成額</p>	<p>こども家庭局 こども育成部 家庭支援課</p>

神企情第2886号  
令和元年8月26日

処理システムへの情報項目の追加について（報告）

神戸市個人情報保護審議会 様

所管課名 企画調整局情報化戦略部

現在使用している処理システムに情報項目を追加するに当たり、神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び類型事項 個人情報を電子計算機処理することについて（条例第11号第1項）別紙2-4（答申640号）に基づき別紙のとおりに報告いたします。

【別紙】

システム名	共通基盤システム
個人情報保護審議会 諮問日（直近のもの）	平成27年10月6日（第70回）
今回追加する項目の 利用開始年月	【旧氏】本番：令和元年11月5日～ 検証：令和元年8月～ 【取得番号】平成28年3月～
今回追加する項目の 追加理由	<p>(○) ① 法令又は制度の改廃に伴う追加  ( ) ② 利用目的が同質の情報項目の追加  ( ) ③ 本人の同意があり収集している情報項目の追加</p> <p>【具体的な内容：旧氏】  住民基本台帳法施行令の改正により住民票・マイナンバーカードに旧氏の記載を求める者は、一定の条件の下、旧氏の記載が可能になった。  上記に伴い、共同事務を執行するために参照用住記データベース及び業務システム用ファイル（マスター・異動）を整備し、所要のシステムへ情報提供を行うことを目的としている共通基盤システムに情報項目を追加する。</p> <p>【具体的な内容：取得番号】  情報提供用個人識別符号の取得のために、「処理通番」の生成と利用が平成28年3月より行われていたが、令和元年5月31日公布の戸籍法の一部を改正する法律（法律第17号）附則第12条より、「取得番号（処理通番と同義）」について、情報提供用個人識別符号の取得を目的とする場合に限り、保有を認めることが明記されたため、共通基盤システムに情報項目として追加する。</p>
今回追加する情報項目	<p>【旧氏】  下記に関する異動前情報・現在情報・異動後情報・履歴  ①旧氏設定有無  ②旧氏漢字  ③旧氏カナ</p> <p>【取得番号】  取得番号</p>

神市住第1136号  
令和元年8月26日

処理システムへの情報項目の追加について（報告）

神戸市個人情報保護審議会 様

所管課名 市民参画推進局住民課

現在使用している処理システムに情報項目を追加するに当たり、神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び類型事項 個人情報を電子計算機処理することについて（条例第11号第1項）別紙2-4（答申640号）に基づき別紙のとおりに報告いたします。

【別紙】

システム名	住民記録システム及び住民基本台帳ネットワークシステム
個人情報保護審議会 諮問日（直近のもの）	平成27年10月6日（第70回）
今回追加する項目の 利用開始年月	【旧氏】本番：令和元年11月5日～ 検証：令和元年8月～ 【取得番号】平成28年3月～
今回追加する項目の 追加理由	<p>(○) ① 法令又は制度の改廃に伴う追加          ( ) ② 利用目的が同質の情報項目の追加          ( ) ③ 本人の同意があり収集している情報項目の追加</p> <p>【具体的な内容：旧氏】          住民基本台帳法施行令の改正により住民票・マイナンバーカードに旧氏の記載を求める者は、一定の条件の下、旧氏の記載が可能になった。          上記に伴い、旧氏記載の事務に必要な情報を管理するため、住民記録システム及び住民基本台帳ネットワークシステムに情報項目を追加する。</p> <p>【具体的な内容：取得番号】          情報提供用個人識別符号の取得のために、「処理通番」の生成と利用が平成28年3月より行われていたが、令和元年5月31日公布の戸籍法の一部を改正する法律（法律第17号）附則第12条より、「取得番号（処理通番と同義）」について、情報提供用個人識別符号の取得を目的とする場合に限り、保有を認めることが明記されたため、住民記録システム及び住民基本台帳ネットワークシステムに情報項目として追加する。</p>
今回追加する情報項目	<p>【旧氏】          ○住民記録システム          下記に関する異動前情報・現在情報・異動後情報とその履歴          ①旧氏設定有無          ②旧氏漢字          ③旧氏カナ          ○住民基本台帳ネットワークシステム          下記に関する現在情報とその履歴          ①旧氏設定有無          ②旧氏漢字          ③旧氏カナ</p> <p>【取得番号】          住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム共に取得番号</p>



保高国第1746号  
令和元年7月30日

処理システムへの情報項目の追加について（報告）

神戸市個人情報保護審議会 様

所管課名 保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課

現在使用している処理システムに情報項目を追加するに当たり、神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び類型事項 個人情報を電子計算機処理することについて（条例第11号第1項）別紙2-4（答申640号）に基づき別紙のとおりに報告いたします。

【別紙】

システム名	国民年金システム
個人情報保護審議会 諮問日（直近のもの）	平成27年10月6日（第70回）
今回追加する項目の 利用開始年月	令和元年9月～
今回追加する項目の 追加理由	<p>( . ) ① 法令又は制度の改廃に伴う追加          ( ○ ) ② 利用目的が同質の情報項目の追加          ( ) ③ 本人の同意があり収集している情報項目の追加</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>住民基本台帳法施行令の改正により住民票などに旧氏の記載が実施されることに伴い、住民票情報を基に氏名管理をしている本システムにも旧氏情報を追加する。また、配偶者の変更を正しく把握し国民年金資格を適正に管理するため、異動前後の筆頭者の項目を追加する。</p>
今回追加する情報項目	異動前情報__旧氏漢字 異動前情報__旧氏カナ 異動前情報__筆頭者 異動後情報__旧氏漢字 異動後情報__旧氏カナ 異動後情報__筆頭者

こども家第2306号  
令和元年8月16日

処理システムへの情報項目の追加について（報告）

神戸市個人情報保護審議会 様

こども家庭局こども育成部家庭支援課

現在使用している処理システムに情報項目を追加するに当たり、神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び類型事項 個人情報を電子計算機処理することについて（条例第11号第1項）別紙2-4（答申640号）に基づき別紙のとおり報告いたします。

【別紙】

システム名	こうべ健康いきいきサポートシステム
個人情報保護審議会 諮問日（直近のもの）	平成30年9月6日（第88回）
今回追加する項目の 利用開始年月	令和元年10月～
今回追加する項目の 追加理由	<p> <input type="checkbox"/> ① 法令又は制度の改廃に伴う追加  <input type="checkbox"/> ② 利用目的が同質の情報項目の追加  <input type="checkbox"/> ③ 本人の同意があり収集している情報項目の追加         </p> <p>【具体的な内容】</p> <p>令和元年10月より神戸市新生児聴覚検査費用助成事業を実施するにあたり、助成券を使用し、聴覚検査を受検した児の情報についてシステム内で保管管理し、検査に係る情報項目については中間サーバーに副本登録する。なお、当該検査については、新生児訪問指導時に聞き取り、新生児訪問指導票に記憶された「検査結果」及び「受検の有無」は従前からシステム内で保管している。</p>
今回追加する情報項目	初回検査日 確認検査日 検査方法 受検医療機関 助成額

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令要綱

第一 住民基本台帳法施行令の一部改正

一 氏に変更があつた者は、住民票に旧氏の記載を求めることができるとし、旧氏の住民票への記載の手續等について所要の規定を設けるものとする。 (第三十条の十三及び第三十条の十四関係)

二 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第二 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部改正

一 旧氏を旧氏記載者に係る署名用電子証明書の記録事項とする等、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 (平成十四年法律第五十三号) の規定の適用について、旧氏記載者の特例を定めるものとする。 (第三十三条関係)

二 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第三 行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部改正

旧氏を旧氏記載者に係る個人番号カードの記載事項とすること。 (第一条関係)

第四 施行期日等に関する事項

- 一 この政令は、平成三十一年十一月五日から施行するものとする。 (附則第一項関係)
- 二 その他所要の規定の整備を行うものとする。

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（附則第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（情報提供用個人識別符号の取得）</p> <p>第二十一条の二 情報照会者又は情報提供者（以下この条において「情報照会者等」という。）は、情報提供用個人識別符号（第十九条第七号又は第八号の規定による特定個人情報情報の提供を管理し、及び当該特定個人情報情報を検索するために必要な限度で第二条第五項に規定する個人番号に代わって用いられる特定の個人を識別する符号であつて、同条第八項に規定する個人番号であるものをいう。以下この条及び第四十五条の二第二項において同じ。）を総務大臣から取得することができる。</p> <p>2  前項の規定による情報提供用個人識別符号の取得は、政令で定めるところにより、情報照会者等が取得番号（当該取得に関し割り当てられた番号であつて、当該情報提供用個人識別符号により識別しようとする特定の個人ごとに異なるものとなるように割り当てられることにより、当該特定の個人を識別できるもののうち、個人番号又は住民票コードでないものとして総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を、機構を通じて総務大臣に対して通知し、及び総務大臣が当該取得番号と共に当該情報提供用個人識別符号を、当該情報照会者等に対して通知する方法により行うものとする。</p> <p>3  情報照会者等、総務大臣及び機構は、第一項の規定による情報提供用</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>